福生市こども計画（案）に関する意見

実施期間　令和6年12月12日（木）～令和7年1月10日（金）

提出人数　1名1件

提出方法　メール1名

	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
1	福生市版子どもの権利条例が必要です。 本子ども計画も大事で、福生市の子どもに関する事業の一本化や拡充をするためだと、認識していますが、さらに、福生市版子どもの権利条例が必要です。 こども基本法が制定されたように、福生市の条例を横断し、子どもに関する全ての条例の根拠法となる福生市版子どもの権利条例の検討をこども計画に盛り込むことを求めます。	児童の権利に関する条約、こども基本法、東京都こども基本条例が既にあり、福生市においても新たにこども計画を策定することなどから、現時点では改めて根拠法としての条例を制定することは考えておりません。 なお、本計画を推進するための基本的な視点では、子どもの権利や意見を尊重し、子どもを中心とした子ども政策に重点を置き、幅広く子ども施策を推進していくこととしています。